

堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則（令和4年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第6条第1項第3号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第2項第2号中「保有個人情報」の次に「（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。